

3 再発防止に向けた取組

事故の再発を防止するには、事故原因の究明とそれに基づく具体的な事故防止策の確立と実施が必要である。

これらの対応は、学年や教科、校務分掌など組織的に進める必要がある。

(1)事故原因の究明

運動時に発生する事故の要因には、次のようなことが考えられる。

○施設の不備

- ・屋内施設の床や壁の破損や汚損
- ・屋内運動施設の採光、照明、換気
- ・固定施設の腐食
- ・グラウンド面の不整備
- ・スプリンクラーの蓋等の突起物

○設備や備品の不備

- ・器具や用具の腐食、締め具のゆるみ、破損や汚損
- ・サッカーゴールやハンドボールゴール、防球ネットなどの移動用運動器具の転倒防止の不備
- ・不要な器具や用具の放置

○活動内容の不備

- ・技能の発達段階への配慮の欠如
- ・健康面への配慮の欠如
- ・気象環境への配慮の欠如

○安全指導の不徹底

- ・危険防止のための具体的指示の欠如
- ・運動種目の持つ危険性の認識不足

○生徒の行動

- ・注意力の不足
- ・無謀な行為

事故は、これらのうち単一の要因によって発生することもあるが、多くの場合、複数の要因が重なって発生している。

事故の発生状況を正確に把握し、あらゆる観点から検討して、事故要因の見落としがないか確認することが必要である。

(2)具体的防止策の検討

究明した事故の発生原因に基づいて、具体的防止策を作成する必要がある。

重要なことは、一見すると避け得ないと思われるような原因による事故でも、検討を重ねることで僅かでも発生を防止する手立てを見いだすことにあることである。

また、事故防止を考える余り、その後の活動を必要以上に消極的なものとしてしまうことは避けなければならない。

(3)周知徹底を図る

運動部活動には、多くの教員が関わっている。

具体的防止策が作成できたら、顧問会議など関係職員が集まる場を利用して、事例研究などと併せて周知徹底を図る。